

平成28年9月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成28年9月8日(木曜日)午後2時30分から午後2時47分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第57号) 相模原市文化財保護審議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第 2 (議案第58号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

4. 報告案件

1 専決処分の報告について(学校教育課)

5. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 佐 藤 暁

教 育 局 参 事 大 用 靖 教育総務室長 杉 山 吏 一
兼教育総務室長 担当 課 長

教 育 環 境 部 参 事 荒 井 哲 也 学 校 保 健 課 長 丸 小 野 美 紀
兼学校保健課長 総 括 副 主 幹

学校教育部参事 兼学校教育課長	江戸谷 智 章	学 校 教 育 課 課 長 代 理	大 津 明 博
学 校 教 育 課 担 当 課 長	古 屋 礼 史	生涯学習部参事 兼文化財保護課長	小 俣 明 宏
文化財保護課 総括副主幹	土 井 永 好	ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	高 林 正 樹
事務局職員出席者 教育総務室主任	田 村 雄 一	教育総務室主事	上 原 達 也

開 会

永井委員長 ただいまから相模原市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、福田委員と私、永井を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

相模原市文化財保護審議会委員の人事について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 5 7 号、相模原市文化財保護審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤生涯学習部長 議案第 5 7 号、相模原市文化財保護審議会委員の人事について、ご説明を申し上げます。

本件は、相模原市文化財保護審議会委員の全員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱することが必要なため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、提案するものでございます。任期は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日までの 2 年間でございます。また、各分野において専門的、かつ豊富な知識を必要とするため、1 2 名は再任をお願いするものでございます。

それでは、各委員のご説明をさせていただきます。議案の次のページの相模原市文化財保護審議会委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

岩田みゆき氏でございますが、青山学院大学教授で、日本近世史が専門で、新任でございます。

薄井和男氏でございますが、県立歴史博物館館長で、中世美術、特に彫刻がご専門で、

再任でございます。

内川隆志氏でございますが、國學院大學教授で、考古学が専門で、再任でございます。

鹿野陽子氏でございますが、日本工学院八王子専門学校テクノロジーカレッジ専任講師で、造園学、特に景観がご専門で、再任でございます。

北川淑子氏でございますが、元東京大学大学院特任研究員で、植物がご専門で、再任でございます。

佐藤博文氏でございますが、元藤野町文化財保護委員で、郷土史がご専門で、再任でございます。

清水擴氏でございますが、東京工芸大学名誉教授で、日本建築史がご専門で、再任でございます。

竹本康博氏でございますが、相模女子大学教授で、民俗学がご専門で、再任でございます。

中島彩花氏でございますが、女子美術大学助手で、日本美術史、特に絵画がご専門で、新任でございます。

奈良雅之氏でございますが、元津久井町史編さん委員会委員で、郷土史が専門で、再任でございます。

浜田弘明氏でございますが、桜美林大学教授で、人文地理学が専門で、新任でございます。

樋口孝治氏でございますが、元城山町文化財保護委員で、郷土史がご専門で、再任でございます。

平田大二氏でございますが、県立生命の星・地球博物館館長で、地質学がご専門で、再任でございます。

山田正法氏でございますが、元相模湖町文化財保護委員で、郷土史がご専門で、再任でございます。

山本雅子氏でございますが、麻布大学教授で、解剖学、特に動物関係がご専門で、再任でございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 この15名ということで、特に人についての異存はございませんけれども、人選する場合のジャンル等の考え方と向こう2、3年の文化財保護に対する方針があれば、うかがいます。

小俣文化財保護課長 今、選任のジャンルというお話をいただきました。選任にあたっては、基本的には必要なジャンルの方々が15名揃っておりましたので、その方々に再任をお願いするのがまず基本で、その方々の中でどうしても再任ができない場合に、今回3人の方が新任になったのですが、同ジャンルの方を選出をし、専門性を担保できるような形で人選をしております。それから、文化財保護の方針ということでございますけれども、今現在、市の方では市にある国の登録、県登録等指定登録と、それから市の登録等含めて、平成31年度までに180件の文化財を登録していこうという方針がございます。その中で、今現在176件の登録が済んでおりますけれども、それに向けて審議会の委員と新たな文化財を選定しながら、審議をいただき、登録指定に向けて進めさせてもらえればと考えているところでございます。

福田委員 非常に相模原市も文化都市として充実していくということでは重要な役割を担っているかと思うのですが、保護の方と、それからやっぱり市民への発信が重要だと考えます。情報の発信はいろいろな方法があると思うのですが、どのような形で市民に周知されているのか、うかがいます。

小俣文化財保護課長 市民への発信ということのお尋ねでございますが、まだまだ私ども、それについては足りないと思っているところでございます。今、先ほどご説明しましたが、180件の登録に向けての取り組みということでやってきておりますが、私どもはそれが課題と考えております。180件登録した後、それをどうしていくのか、やはり市民の方々にどう知ってもらうか、またその文化財の大切さをどうご理解いただくか、その発信の仕方をこれからよく研究しなければいけないと考えております。もちろん看板をつけたり、それから説明のパンフレットを作ったりということはしておりますけれども、やはりそれ以外にご覧いただくなり、またはある程度まとめた形での公表ができたりとか、様々な手法をこれからも検討してそれに取り組みなければいけない、課題と思っております。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それではありませんので、これより採決を行います。

議案第57号、相模原市文化財保護審議会委員の人事についてを原案どおり決するにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第57号は可決されました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

永井委員長 次に日程2、議案第58号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤生涯学習部長 議案第58号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきましてご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、その結果を答申し、または意見を建議することなどを職務としております。委員の定数は15人、任期は委嘱の日から2年でございます。当議案につきましては、1名の委員の任期満了に伴い、引き続き委員を委嘱いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、提案するものでございます。

それでは、委嘱する委員につきまして、ご説明をさせていただきます。

井上直子氏でございますが、青山学院大学教育人間学部教授で、学識経験者として4期目の任期となります。なお、井上直子氏につきましては、審議会の会長をお務めいただいております。

以上で議案第58条の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願いいたします。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 この井上直子さんについて、特に異存があるわけではないのですけれども、このスポーツ振興計画に則して審議会で議論がされているかと思えますけれども、直近でスポーツ推進に関して大きなテーマがございましたら教えていただきたいと思えます。

高林スポーツ課担当課長 スポーツ振興計画を作成しましたのは平成22年のときでございまして、その当時、今までは、するスポーツが中心でしたが、観る・支えるスポーツをテーマとして取り入れてきているところでございます。振興計画ではないのですけれど

も、審議会ではオリンピックをテーマにした報告をさせていただいたところでございます。

福田委員 これからのですか、2020年度のオリンピックでしょうか。

高林スポーツ課担当課長 そのとおりでございます。

永井委員長 ほかにございませんか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第58号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第58号は可決されました。

専決処分の報告について

永井委員長 それでは、報告事項に移ります。

報告事項1について、説明をお願いいたします。

江戸谷学校教育課長 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

市立中学校の課外活動中に生じた物損事故に係る損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、9月市議会定例会議において報告を行うにあたり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

お手元の資料の専決処分書をご覧くださいと存じます。

物損事故の概要についてでございます。

平成28年6月8日午後5時10分頃、南区内の市立中学校屋外運動場におきまして、課外運動で軟式野球の練習をしていた際、生徒が打ったボールが防球ネットを超えて、隣接する住宅の敷地内に駐車していた乗用車に当たり、フェンダー部分を破損させたものでございます。本市の責任割合は100パーセント、損害賠償額につきましては10万1,520円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑等がございましたら、お願いをいたします。

田中委員 まず、乗用車に当たってしまったものの、人に被害がなかったということが幸いだったなと思っております。また、子供たちの活動で、一番このボールが外に出てとい

う事故が多いのですが、市の方できちんと対応していただけているので、子供たちやその保護者にとっては大変ありがたいことだと思っております。今回の事故なんです、防球ネットを超えというふうになっております。防球ネットはきちんと基準の高さになっているはずなんです、今回超えてしまった原因に対し、これから注意しなきゃいけない点をどのように考えておりますでしょうか。

江戸谷学校教育課長 説明の中でも申し上げましたが、軟式野球で、その練習の中身はフリーバッティングの練習をしていたようでございます。防球ネットは10メートルということで設定はされておりますが、必要以上のといいますか、そういった練習に子供たちの思いが入ってしまって、結果的にボールが外に出ってしまったということです。学校教育課といたしましては、鋭意、こういった事故につきましては学校長宛てに練習のあり方であるとか、適切な安全確保については通知を出しているところでございますが、再三こういった事故も続いておりますので、今後、体育主任会や教務主任会に学校教育課の職員が出席しまして、適正な練習方法及び安全確保について指導をしてまいりたいと考えております。

田中委員 ぜひ、子供たちも一生懸命やっているの、委縮してしまうようにならないように、指導をお願いします。本人たちも理解をして気を付けるということが大事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

永井委員長 ほかはありませんか。それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして定例会を閉会といたします。

閉 会

午後2時47分 閉会